

第5号議案 総代推薦細則中一部変更の件

1. 変更の趣旨

総代改選に伴う社員投票についての有権者となる社員権の判定日と投票による権利行使期限を近接させるとともに、社員投票に関わる実務の運用に合わせるため、以下の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行総代推薦細則中、一部を次のとおり変更するものであります。

総代推薦細則変更案

(下線は変更部分)

現行細則	変更案
第7条 1. <条文省略> 2. <条文省略> 3. 投票の期間は2週間以上とし、その期間の末日は定款第17条第2項に定める日から <u>6ヵ月内</u> を限度として、選考委員会がこれを定める。 4. <条文省略>	第7条 1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. 投票の期間は2週間以上とし、その期間の末日は定款第17条第2項に定める日から <u>4ヵ月内</u> を限度として、選考委員会がこれを定める。 4. <現行どおり>